

第12回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和5年11月10日
場 所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1番	多湖 文貴	出	2番	伊藤 幸子	出	3番	中村 進也	出
4番	遠藤 良幸	出	5番	藤田 一房	出	6番	松葉 里美	出
7番	伊藤 貴美	欠	8番	伊藤 和雄	出	9番	小林 政俊	出
10番	岡田 康平	出	11番	中村 正治	出	12番	近藤 秀樹	出
13番	片岡 節男	出	14番	樋口 久義	出	15番	伊藤 治義	出

開 会 時 刻 午前 9時00分
閉 会 時 刻 午前 9時55分

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p>	<p>ただいまから第12回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第12回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は14名でございます。定足数に達しておりますので、第12回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、10番議席岡田康平委員と、12番議席近藤秀樹委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(日程第2) 議長 (日程第3) (日程第4)</p>	<p>それでは、報告第22号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、報告第23号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」、報告第24号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を一括して議題といたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>日程第2 報告第22号 農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和5年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。</p> <p>今回の法人3団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p> <p>続きまして日程第3 報告第23号 農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分) 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和5年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、9件、14筆、面積26,108㎡であることを報告します。</p> <p>続きまして日程第4 報告第24号 農地法第5条の規定による農地等の所有権許可申請承認について(委員会処分) 次のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったので報告する。令和5年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町</p>
------------	---

	<p>の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。</p> <p>今回の届出は1件1筆 270㎡です。</p> <p><6番案件>の申請地は、員弁町下笠田地内の畑です。目的は個人住宅用地です。</p> <p>受理した届出書については、受理通知書を発行しましたので、報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>報告第22号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。また、報告第23号については、合意解約による通知を受けたものです。また、報告第24号については、員弁町の市街化区域の5条の転用届け出です。</p> <p>報告事項について質問等がありましたらお願いします。</p> <p>質問がなければ次に進みます。</p>
<p>(日程第5) 議長</p>	<p>続きまして、議案第62号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第5 議案第62号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)附則(令和4年5月27日法律第56号)第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求め。令和5年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>市が農地利用集積計画を定めるときには、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることになっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりませんが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p>

	<p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。</p> <p>今回の案件は、すべて中間管理事業分です。14件、8筆、総面積14,946.00㎡となっています。</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。今回はすべて、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定です。</p> <p>内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特に無いようですので、議案第62号「農用地利用集積計画の決定について」について採決に入ります。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
(日程第6)	<p>議長 続きます。議案第63号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 日程第6 議案第63号</p> <p>農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求めます。令和5年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の3条所有権移転の申請は、5件、6筆、面積2,979㎡です。</p> <p><46番案件>の申請地は、北勢町新町地内の現況、畑です。</p> <p>譲受人である北勢町新町の■■■■が北勢町新町の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、308㎡を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p><47番案件>の申請地は、藤原町大貝戸地内の畑です。</p> <p>譲受人である藤原町大貝戸の■■■■が鈴鹿市の■■■■が所有す</p>

	<p>る議案書に記載の1筆、185㎡を売買により譲り受ける申請です。 <48番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の田です。 譲受人である大安町石樽南の■■■■が東京都町田市の■■■■ ■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,962㎡を売買により譲り 受ける申請です。</p> <p><49番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。 譲受人である大安町石樽南の■■■■が■■■■が所有する議 案書に記載の1筆、231㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><50番案件>の申請地は、大安町丹生川中地内の現況、畑です。 譲受人である大安町丹生川中の■■■■が四日市市の■■■■が 所有する議案書に記載の2筆、293㎡を売買により譲り受ける申 請です。</p> <p>以上5件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の 結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろ しくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、採決に入ります。 議案第63号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許 可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙 手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>続きまして、議案第64号「農地法第5条の規定による農地等の 所有権移転許可申請承認について」、議案第65号「農地法第5条の 規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」、及び 議案第66号「農地転用事業計画変更申請承認について」を一括し て議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第7 議案第64号 農地法第5条の規定による農地等の所有権許可申請承認につい</p>
議長	
(日程第7) (日程第8) (日程第9)	議長
事務局	

て（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和5年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長
伊藤 和雄

今回の申請は、5件、22筆で12,036.30㎡です。

<41番案件>は、員弁町松之木地内の田です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、譲受人である菰野町の■■■■が、員弁町松之木の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、354.30㎡を、個人住宅として転用したい旨の計画です。

土地造成は最大80cmの盛土を行い、周囲に既設の擁壁を利用し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水排水は下水道を利用します。雨水排水は敷地内にて集水後、西側既設側溝に放流します。

<42番案件>は、北勢町阿下喜地内の田です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、譲受人である鈴鹿市に住所を有する■■■■が、北勢町阿下喜の■■■■が所有する議案書に記載の13筆、8,991㎡を原野69㎡と併せて9,060㎡を、倉庫として転用したい旨の計画です。

工事計画としては、取水は上水道、汚水排水は下水道、雨水排水は場内に側溝を設置し、既設排水路への放流で対処します。

土地造成は最大2mの盛土をおこないアスファルト舗装をします。隣接地との境界にはコンクリート擁壁等により土砂の流出を防止します。

なお、この案件は3000㎡を超える案件であるため、後日、三重県農業会議諮問会議にて審議案件に付されます。

<43番案件>は、大安町丹生川久下及び丹生川中地内の畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、譲受人である大安町丹生川中の■■■■が、四日市市の■■■■が所有する議案書に記載の4筆、423㎡を、駐車場用地として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、取水はなく、雨水排水は自然浸透及び周囲にブロックフェンスを設置し、雨水の流出を防止します。

<44番案件>は、員弁町東一色地内の田です。農地区分は、1種農地です。

転用計画としては、譲受人である員弁町岡丁田の■■■■が、員弁

町岡丁田の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、197 m² を宅地 74.05 m² と併せて 271.05 m² を、個人住宅として転用したい旨の計画です。

土地造成は最大 70 cm の盛土を行い、周囲に CB 壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水排水は下水道を利用します。雨水排水は自然浸透及び既設の道路側溝に放流します。

<45 番案件> は、大安町南金井地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

18 ページ 議案第 66 号 事業計画変更申請<1 番案件> に関連しますので、併せてご説明します。

転用計画としては、譲受人である桑名市に住所を有する [] が、桑名市の []、大安町南金井の [] が所有する議案書に記載の 2 筆、2,071 m² を、技術者講習センターとして転用したい旨の計画です。

なお、[] 番については、令和 2 年 9 月に工場用地として転用許可が出ておりますので、事業計画変更申請が出ております。

土地造成は整地を行い、周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝に放流します。

続きまして、日程第 8 議案第 65 号

農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 5 年 11 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、1 件、2 筆で 363 m² です。

<12 番案件> は、大安町宇賀地内の畑です。農地区分は、1 種農地です。

1 種農地ですが、転用許可条件である「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

転用計画としては借受人である菰野町の [] が、大安町宇賀の [] が所有する議案書に記載の 2 筆、363 m² を、個人住宅として転用したい旨の計画です。

	<p><40 番案件>の申請地は、員弁町大泉新田地内の台帳地目、畑の 1 筆です。</p> <p>願出者は員弁町畑新田の [] で、昭和 57 年以前から山林化しており、現在に至っております。</p> <p><41 番案件>の申請地は、北勢町瀬木地内の台帳地目、田の 1 筆です。</p> <p>願出者は北勢町瀬木の [] で、昭和 50 年頃から工場に転用しており、現在に至っております。</p> <p><42 番案件>の申請地は、藤原町本郷地内の台帳地目、田の 1 筆です。</p> <p>願出者は藤原町本郷の [] で、昭和 59 年頃から倉庫に転用しており、現在に至っております。</p> <p><43 番案件>の申請地は、大安町丹生川中地内の台帳地目、畑の 4 筆です。</p> <p>願出者は四日市市の [] で、平成 5 年以前から宅地に転用しており、現在に至っております。</p> <p>以上 6 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>他には特に無いようですので、議案第 67 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議事については、以上です。その他に入ります。</p> <p>委員さんから何かありますか。</p> <p>他に事務局から何かありますか。</p>
5 その他	<p>議長</p> <p>議長</p>

<p>6 閉会の宣言 議長</p> <p>【午前 9 時 55 分閉会】</p>	<p>次回は、12月1日午前9時から現地調査、13番議席片岡節男委員と15番伊藤治義委員は出席をお願いします。</p> <p>次回委員会は、12月8日です。場所は、行政棟2階庁議室となります。よろしくお願いします。</p> <p>それでは、これもちまして第12回いなべ市農業委員会を終了します。</p> <p>ありがとうございました。</p>
--	---

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____